

23吹福保第421号
平成23年5月25日
(2011年)

協力医療機関各位

吹田市医師会
会長 四宮 眞男
吹田市立保健センター
所長 岸 敏子

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種
実施規則の一部を改正する省令の施行について (周知)

平素より本市の保健行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、平成23年5月20日付で公布、施行されたとの通知がありました。

そのことに伴い、下記のとおり対象年齢が変更になりましたので、御理解、御協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 麻しん及び風しんの予防接種について

平成23年5月20日から、平成24年3月31日までの間、麻しん及び風しんの定期予防接種の対象者に、高校2年生相当の年齢（平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれ）で、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く人を追加します。

接種を希望される方については、保健センターに連絡をいただき、保健センターから予診票（特例措置の押印）を送付します。この予診票を持参した人だけが対象になります。

2 日本脳炎の予防接種について

平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人で、20歳未満にある人（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある人）については、定期接種の対象になります。

第2期については、第1期の接種を終えた9歳以上の人が対象になり

ます。

予診票について

「第 1 期」は、母子健康手帳に添付しています

「第 1 期特例措置（7 歳 6 か月以上で第 1 期末終了の人）」は、医療機関に設置しています

「第 2 期」は、小学 4 年生に対して、平成 23 年 5 月 31 日に送付します

* 第 1 期・第 2 期の予診票のない人は、保健センターに御連絡ください。
保健センターから予診票を送付します。

問い合わせ先

吹田市立保健センター予防接種担当

山本、北川

電話 6339-1212